

R8 第4号

議会基本条例に基づく常任委員会の審議と運営改善を求める請願書

2026年2月19日

明石市議会

議長 国出拓志様

請願者

議会基本条例を学ぶ市民連絡会
明石市西明石町 [redacted] 世話人代表 永井俊作

政策提言市民団体 市民自治あかし
明石市太寺 [redacted] 代表世話人 松本 誠

新ごみ処理施設を考える会
明石市魚住町西岡 [redacted] 代表 横山孝雄

旧図書館跡への対応に疑問を呈する会
明石市藤江 [redacted] 世話人代表 三上直美

本請願事務局・連絡先 明石市太寺 [redacted]
市民まちづくり研究所 松本誠

TEL [redacted] fax [redacted]

紹介議員

辻本達也

中西礼皇

議会基本条例に基づく常任委員会の審議と運営改善を求める請願書

請願者代表団体 議会基本条例を学ぶ市民連絡会

請願の趣旨

明石市議会は2014年4月に議会基本条例を施行し、市民の信託を受けた議会と市長がそれぞれ市民を代表する二元代表制のもとに「行政に対する監視・評価機関」として、また「多様な民意を反映する合議制の意思決定機関」として、その使命を定めています。

同条例には「議決責任を深く認識し、市民に対する説明責任を果たす」(2条)ことや「議員相互の自由な討議を重んじ、合意形成に努める」(3条)と議会及び議員の活動原則を定めています。市民と議会との関係についても「情報の共有を推進するとともに、説明責任を十分に果たさねばならない」(4条)ことや「広く市民の意見及び提案を聴取するための必要な措置を講じる」(7条)も定めています。

また、議案の審議に当たっても「政策形成過程の経緯や代替案等の比較検討資料や財源措置、将来にわたる費用等について市長等に対して明らかにするよう求める」(11条)ほか「審議を通じて政策立案及び執行における論点や争点を明らかにする」(同条)ことも明記されています。

しかし、残念ながら新ごみ処理施設や新庁舎建設、旧市立図書館への対応、市民病院の移転建替え計画等の極めて重要な施策についての審議経過を拝見すると、数多くの疑問点があるまま積み残されたり、説明されないまま、計画や事業の進捗を許している懸念を持たねばならない状況です。

委員会等の傍聴をしてきた市民の眼からは、その原因が「委員会運営における質疑、討論、採決の順番があいまいにされている」ことや、議会基本条例に定めている「議員相互の自由な討議を重んじて合意形成に努める」ことが軽んじられているように見えます。

また、予算提案に至る前の行政計画や政策立案過程が議案として審議されず、大半が「報告議案」として委員会運営上「報告を聴いたことにする」という扱いにとどまっていますが、議会側が明確な反対の意思を示さない限り理事者側は報告事項について「議会の了承を得た」という理解で進めていることです。こうした結果、予算議案が提案された時点では「これまで縷々報告を得てきたので、今さら反対はできない」という奇妙な理屈で実質的な審議なしに議決されていることが少なくありません。

以上のような疑問があることから、以下のように委員会審議の運営を改善し、議会のチェック機能を果たしていただきますようお願いいたします。

請願の項目

1. 委員会の審議に際しては「質疑」「討論」「採決」を明確にし、実質的な審議を行えるように改善してください。また、議員相互における自由な討議を重んじて、単なる多数決ではなく合意形成に努める審議を行ってください。
2. 新ごみ処理施設整備や新庁舎建設、旧図書館への対応、市民病院の建替え等の重要な案件については、議会基本条例11条(政策形成過程の説明)に定める諸項目について明らかにし、市民に対し情報の発信や情報の共有、説明責任を果たしてください(4条、市民と議会との関係)。また、報告事項についても「報告を聴いた」ことが「即了承」したことにならないよう取り扱い方を検討してください。
3. 請願および陳情を「市民による政策提案」(条例5条)と位置付けるなら、それらの審議の機会を市民との意見交換や意見聴取の貴重な機会と位置付けて、積極的に質疑や討論を行えるように改善してください。

以上